

【体育館使用料】 広さの目安:バレーボール1面またはバスケットボール1面



(1)専用使用又は一部専用使用の場合

使用区分				専用使用の使用料 (一部専用使用の使用料は、2分の1相当額)				
				A 午前9時 から正午 まで	B 午後1時 から午後 3時まで	C 午後3時 から午後 5時まで	D 午後5時 から午後 7時まで	E 午後7時 から午後 9時まで
入場料 を徴収し ないとき	アマチュ アスポー ツを目的 とする行 事である 場合	一 般	平 日	円 2,160	円 1,620	円 1,620	円 2,160	円 2,160
			日曜日等	2,700	2,050	2,050	2,700	2,700
	高 校 生 以下(高 専校生を 含む。)	平 日	1,080	860	860	1,080	1,080	
		日曜日等	1,400	1,080	1,080	1,400	1,400	
	その他の行事であ る場合	平 日	6,480	4,860	4,860	6,480	6,480	
		日曜日等	8,100	6,150	6,150	8,100	8,100	
入場料 を徴収 するとき	アマチュ アスポー ツを目的 とする行 事である 場合	一 般	平 日	4,320	3,240	3,240	4,320	4,320
			日曜日等	5,400	4,100	4,100	5,400	5,400
	高 校 生 以下(高 専校生を 含む。)	平 日	2,160	1,620	1,620	2,160	2,160	
		日曜日等	2,700	2,050	2,050	2,700	2,700	
	その他の行事であ る場合	平 日	25,920	19,440	19,440	25,920	25,920	
		日曜日等	32,400	24,300	24,300	32,400	32,400	

● 備考 ●

- ① 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。
- ② 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料の額は、1時間につき、A欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- ③ 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料の額は、1時間につき、E欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- ④ 正午から午後1時までの使用に係る使用料の額は、A欄の使用時間の延長については同欄の使用料の額の3分の1に相当する額、B欄の使用時間の繰上げについては同欄の使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- ⑤ この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用料	
一般	1回につき	100円
高校生以下 (高専校生を含む。)	1回につき	50円

● 備考 ●

- ① 「1回」とは、(1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表に掲げる時間区分の単位をいう。
- ② 未就学児は、無料とする。

(3) 設備使用料

設備区分		使用料	
照 明	専用使用の場合	1時間につき	1,080円
	一部専用使用の場合	1時間につき	540円

● 備考 ●

- ① 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。